

第3章 計画の基本構想

第1節 将来像

基本理念：高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現

本町においては、地域包括ケアシステムを推進する観点から、これまで、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関する取組を進めてきました。

第8期計画においては、2040年を見据えて、今後ますます少子高齢化が進行していく中で複合化・複雑化する地域課題を、住民一人ひとりが「我が事」として捉え、お互いに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、認知症施策や介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組んでいきます。

地域共生社会とは…高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことを言います。

第2節 基本目標

第8期計画では、第5次総合計画を念頭におきつつ、第7期計画において推進してきた各施策のさらなる充実を図るため、次の4つの基本目標を設定し、「高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現」に向けて効率的に計画を進めます。

基本目標1 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢期に尊厳を持って自立した生活を送るために、介護予防・健康づくりの取組に積極的に参加できる環境を整備し、高齢者の健康寿命の延伸を図ることが重要です。健康寿命の延伸及び介護予防の推進にあたっては、「フレイル」を予防・改善することも重要となります。そのため、住民が主体となって介護予防に取り組み、共助を育む場となる通いの場の開催、継続を推進していきます。

高齢者自身が社会参加することにより、健康で生きがいを持ち、地域の担い手として活躍できるよう、より一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいづくりや社会参加、社会貢献、就労等の活動を支援し、地域の様々な活動と連携することにより高齢者が活躍する機会と場を創出します。

基本目標2 地域包括ケアシステムの更なる推進

本町では、前期計画時から中長期的な視点に立ち段階的に地域包括ケアシステムの構築を進めており、今期においては地域の実情に応じた、医療、介護、予防、住まい、生活支援が提供される仕組みについて、更なる推進を図る必要があります。こうした現状を踏まえ、本人の選択と本人・家族の心構えが尊重され、地域において生活ニーズに合った良質な住まいが提供される中で、地域包括支援センターを中核として、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体による「介護予防・生活支援」や、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」のサービス提供を行う関係機関や多職種が、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

基本目標3 認知症対策の推進

今後、更なる高齢化と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指した取組を進めていくことが重要となっています。認知症の人やその家族にとって安心して生活できる地域づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解のための認知症ケアパスの普及・活用と「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」などの意味での予防や早期発見の推進、通いの場の充実や、認知症カフェの拡充、権利擁護の推進など、当事者の視点を重視しつつ、医療と介護の連携などを通じて継続した支援ができる体制の整備を図ります。

また、地域ぐるみで認知症の人を支えることができるよう地域支援ネットワーク等の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標4 介護保険事業の適正・円滑な運営

本町の高齢者人口は増え続けており、今後も介護保険サービスの利用者の増加と介護サービス費の増大が見込まれます。利用者が円滑にサービスを利用するため、また、介護者の離職防止（「介護離職ゼロ」）の実現のために、必要な介護サービスの確保と介護者の負担軽減に取り組めます。

また、災害の発生及び感染症の流行に備え、関係機関や介護サービス事業所との連携体制を整えるなど、今後も、安定した介護サービスを提供するため、介護保険制度を適正に運営し、制度の持続可能性に努めます。

第3節 施策体系

＜施策体系図＞

| ＜基本理念＞ | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現 | |
| ＜基本目標＞ | ＜推進施策＞ |
| 基本目標 1 介護予防・生きがいの推進 | 第1節 介護予防・地域づくりの推進 |
| | 第2節 生きがいの推進 |
| 基本目標 2 地域包括ケアシステムの更なる推進 | 第3節 社会参加の促進 |
| | 第1節 生活支援サービスの充実 |
| | 第2節 在宅介護の支援 |
| | 第3節 在宅医療・介護連携の推進 |
| | 第4節 地域ケア会議の充実 |
| | 第5節 地域包括支援センターの機能強化 |
| | 第6節 高齢者の権利擁護の取組の推進 |
| | 第7節 見守りネットワークの充実 |
| 第8節 居住環境の整備 | |
| 基本目標 3 認知症対策の推進 | 第1節 認知症への理解を深めるための普及啓発 |
| | 第2節 認知症予防・早期発見・早期受診の推進 |
| | 第3節 認知症の人と家族への支援の充実 |
| | 第4節 認知症の人にやさしい地域づくりの推進 |
| 基本目標 4 介護保険事業の適正・円滑な運営 | 第1節 介護サービスの質の確保・向上 |
| | 第2節 介護給付適正化の推進 (介護給付適正化計画) |
| | 第3節 災害や感染症対策に係る体制整備 |
| 第5章 介護保険サービスの基盤整備 | 第1節 介護保険施設等の整備方針について |
| | 第2節 介護保険サービスの利用者数等の推計 |
| | 第3節 標準給付費の推計 |
| | 第4節 地域支援事業費の推計 |
| | 第5節 保険料の算定と基本的な考え方 |
| | 第6節 令和7年(2025年)以降のサービス利用見込み |